

滋賀県×滋賀銀行 しが トライ・リンク・ローン ファイナンスフレームワーク

1. はじめに

滋賀銀行は、近江商人の「三方よし」の精神を源流として、2017年11月に全国の地方銀行で初めて『しがぎん SDGs 宣言』を表明し、サステナビリティに係る取り組みを展開してきました。2024年4月には、第8次中期経営計画の策定にあわせて理念体系を見直し、パーパス『三方よし』で地域を幸せにする』を制定しました。また、経営計画の道標として、目指すべき地域社会の姿を「自分らしく未来を描き、誰もが幸せに暮らせる社会」と掲げています。その実現に向け経済・環境・人の三つの側面から14のマテリアリティを特定し課題解決を進めています。また、琵琶湖の湖畔に本拠を置く地域金融機関として、1990年代から環境金融を標榜し、地域の環境保全に資する様々な取り組みを実践しています。

滋賀県は、県内の豊かな自然環境と生態系を守るため、環境保全施策を積極的に進めています。特に琵琶湖は多様な生物の生息地であると同時に、人々の生活や経済活動を支える重要な自然資源と位置づけられます。滋賀県は2024年に「生物多様性しが戦略2024～自然・人・社会の三方よし～」を策定しています。本戦略では、2050年までの長期目標として「自然と人が共生する社会」を掲げ、森・川・里・湖のそれぞれにおいて、多種多様な在来の生きものが見られ、自然の恵みがさまざまな文化や産業を育み、豊かな暮らしを支えている社会を目指しています。このような社会は、自然のみ、あるいは人間のみを考慮するだけでは実現しません。自然、人間、社会のそれぞれが満足することが必要であり、「売り手よし、買い手よし、世間よし」で知られる近江商人の経営哲学「三方よし」とも通じるものです。また、本戦略では2022年12月のCOP15で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」における宣言に沿って、2030年までの短期目標として生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブの実現」を掲げています。ネイチャーポジティブの実現には、県民や企業をはじめとする多様な主体が生物多様性保全に取り組み、それぞれが連携していくことが不可欠であると考えています。企業は、生物多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物多様性に及ぼす影響の低減および持続可能な利用に努めることが求められます。

滋賀銀行は、持続可能な地域社会の形成を進めるためには「カーボンニュートラル」「サーキュラーエコノミー」「ネイチャーポジティブ」の同時達成に向けた取り組みが必要と考えます。これは政府が定める「第六次環境基本計画」の方針にも合致し、3要素にかかる施策を統合的に実施することで相乗効果を生み出し、持続可能な地域づくりにつなげるのが重要です。

こうした流れを受けて、滋賀県と滋賀銀行の包括的連携協定に基づく取り組みの一環として、滋賀県内に事業所を有する顧客を対象に本フレームワークを策定します。本フレームワークによるローンの組成は、滋賀県・滋賀銀行・県内の中堅・中小企業を中心とする事業者が連携し、滋賀県における環境保全の取り組みをさらに促進させることを目的とします。フレームワークでは滋賀県が認定する「しが生物多様性取組認証制度」を活用します。生物多様性の保全や自然資本の持続的な利用に取り組む事業者を認定する制度です。生物多様性は気候変動や循環経済と相互に関係するとの認識から、2025年に同制度は改定されました。本制度により企業の取り組みを「見える化」することで、企業の社会的な付加価値を向上し、企業の行動変容を促します。この枠組みは滋賀銀行が目指す持続可能な地域社会の形成につながるものです。

なお、本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン原則およびサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインを参考に策定しましたが、サステナビリティ・リンク・ローンを組成することを意図したフレームワークではないことにご留意ください。また、滋賀銀行が提供するローンサービスであり、滋賀県の制度融資ではないことについてもご留意ください。

本フレームワークがESG金融のベストプラクティスとマーケットスタンダードをふまえて、持続可能な社会の実現に資することについて株式会社格付投資情報センター（R&I）が自身の評価方法に基づき確認した第三者評価「ESG金融評価” Sustainable SEEDS”」を取得しています。

2. ファイナンスフレームワーク

2-1 概要

本フレームワークは、「しが生物多様性取組認証」を取得している借入人が、「カーボンニュートラル」「ネイチャーポジティブ」「サーキュラーエコノミー」の3つのカテゴリーから1つ以上の指標（最大3つ）を選択し、それぞれに設定した目標の達成状況に応じて貸出金利条件が連動するローンを組成するものです。

2-2 指標の選定

本フレームワークでは、以下の3つのカテゴリーの中から1つ以上を選択し、選択したカテゴリーごとに指標を選定します。

カテゴリー	指標
カーボンニュートラル	滋賀県内事業所のCO ₂ 排出量（総量ベース、Scope1・2）の削減率（事業者行動計画における報告ベース）
ネイチャーポジティブ	「しが生物多様性取組認証制度」の加点項目の達成点数 <u>加点項目と点数</u> 3点：TNFD、自然共生サイト 2点：SBTi、保護増殖事業、水草等対策技術開発支援事業 琵琶湖森林づくりパートナー、世界農業遺産 1点：MLGs、しがCO ₂ ネットゼロムーブメント、プラスチックチャレンジ、フードエコ・プロジェクト
サーキュラーエコノミー	資源生産性（※1）＝ 企業付加価値額／天然資源等投入量
	再生可能資源及び循環資源の投入割合＝ $\frac{\text{バイオマス系天然資源等投入量} + \text{循環利用量}}{\text{天然資源等投入量} + \text{循環利用量}}$
	入口側の循環利用率 ＝ $\frac{\text{循環利用量}}{\text{天然資源等投入量} + \text{循環利用量}}$
	出口側の循環利用率 ＝ $\frac{\text{循環利用量}}{\text{廃棄物等発生量}}$
	<u>最終処分率</u> <u>製造業等</u> （製造等の原単位あたり）産業廃棄物のうち最終処分の割合 <u>廃棄物処理業者</u> 受け入れ産業廃棄物のうち最終処分の割合
	産業によって取り組みの難易度が異なるリユース、リペアについては個別設定するものとします。

※1 環境省の循環型社会形成推進基本計画では、資源生産性はGDPを分子としています。

これを個社企業に準用し、分子を企業付加価値額としています。

各カテゴリーにおいて指標を選定した滋賀県および滋賀銀行の考え方の背景は以下の通り。

～カーボンニュートラルの取り組みについて～

滋賀県は「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」において、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする基本方針を掲げています。その達成に向けて、県民・事業者・団体など多様な主体が連携し、脱炭素に向けた自主的な行動を促進する「しが CO₂ ネットゼロムーブメント」が展開されています。

滋賀銀行では、脱炭素を第 8 次中期経営計画の基本戦略「インパクトデザイン」の取り組みの一つに位置づけています。CO₂ 排出量の算定ツール「未来よしサポート」の提供や、再生可能エネルギーの確保と供給を担う子会社「しがぎんエナジー」を設立し、顧客の脱炭素支援に取り組んでいます。CO₂ 排出量の見える化と削減努力を促すことで、地域の脱炭素化を後押しし、カーボンニュートラルの実現を目指しています。

～ネイチャーポジティブの取り組みについて～

滋賀県は、豊かな自然環境と生態系を有し、特に琵琶湖は多様な生物の生息地であると同時に、人々の生活や経済活動を支える重要な自然資源です。このような自然生態系の保全と回復を目指し、2024 年に「生物多様性しが戦略 2024」を策定しています。事業者による保全活動の見える化と促進を図るため、「しが生物多様性取組認証制度」を設け、生物多様性への理解と関心を広げる取り組みを進めています。

滋賀銀行では、2010 年に経営の基本方針として「生物多様性保全方針」を制定し、琵琶湖の絶滅危惧種であるニゴロブナやワタカの放流事業への寄付、森林保全事業への支援など、環境ボランティア「いきものがたり」活動を行ってきました。第 8 次中期経営計画においても「生物多様性」および「琵琶湖の水質保全」をマテリアリティとして特定し、TNFD 開示への対応を進めながら、自然共生社会への実現を目指しています。

～サーキュラーエコノミーの取り組みについて～

滋賀県は、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や資源の効率的な循環利用を推進しています。県民・事業者・行政が連携し、食品ロス削減を目指す「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」や、プラスチックごみ削減の実践・取り組みを促進する「しがプラスチックチャレンジ」などに取り組んでいます。

滋賀銀行は、循環経済への移行を「カーボンニュートラル」および「ネイチャーポジティブ」の実現と同時に、企業の競争力強化や地域経済の活性化など地域全体の持続可能性を高めるための重要な課題と捉えています。限りある資源を有効に活用しながら、金融の側面から資源・経済の地域循環を生み出す新たなビジネスの創出支援により持続可能な経済構造への転換を促し、経済成長と環境保全が両立する地域社会の実現を後押ししています。

2-3 目標の設定

各指標に対しては、以下の目標を設定します。

カーボンニュートラル

滋賀県の「滋賀県 CO₂ ネットゼロ社会づくり推進計画」における県の温室効果ガス排出量削減目標と整合する水準

<2013 年度対比の削減率>

- ・2030 年度：50%、2035 年度：65%、2040 年度：79%、2047 年度：ネットゼロ

※借入人は、上記の削減水準に沿って、各年度の削減目標を設定します。

なお、2013 年度を基準年とできない場合は、2013 年度以降で遡って温室効果ガス排出量の算出が可能な年度を基準年とします。

ネイチャーポジティブ

<4 点以上を達成していない企業>

- ・「しが生物多様性取組認証制度」の加点項目 4 点以上

<すでに 4 点以上を達成済みの企業>

- ・2 点項目または 3 点項目の未達成項目のうち、1 つ以上の達成

サーキュラーエコノミー

- ・資源生産性：毎年 3.0%程度増加
- ・再生可能資源および循環資源の投入割合：毎年 1.0%程度増加
- ・入口側の循環利用率：毎年 0.5%程度増加
- ・出口側の循環利用率：毎年 0.5%程度増加
- ・最終処分率：毎年 1.5%程度削減
- ・リユース・リペアにかかる指標：個別設定

※各指標の目標は、基準年を起点として累積の増加・削減率を設定します。

サーキュラーエコノミーにかかる指標及び目標は、企業の業種や規模、取り組み状況によって影響を受けます。上記の水準は、循環型社会形成推進基本計画に示されている目標水準をもとに年率換算をしたうえで県と協議し示したものです。具体的な案件毎に、以下の考え方に沿って決定を行います。

- ・指標は、業種や規模を考慮し、バタフライ・ダイアグラムの考え方をういてサイクルにおける位置づけから滋賀県の専門部署と協議の上、決定する。
- ・目標は、循環型社会形成推進基本計画等を一つの参照情報としつつ、業界における目標を一つの基準として考慮する。すでに取り組みを実施している場合、その企業の過

去の履歴を参照したうえで、取り組みにあたっての考慮事項などを確認し、目標水準を決定する。

2-4 ローンの特徴

目標の達成状況により、段階的に貸出金利を引き下げます。なお、具体的な金利の変動幅や条件等の詳細については、個別案件の契約書類にて明示します。

※ そのほか、目標の達成状況等に関する報告義務の不履行などが生じた場合は、貸出金利を引き上げる場合があります。

2-5 レポートニング

指標の実績については、滋賀県に対して以下の資料に基づいて報告されます。

指標	資料
CO2 排出量削減率	事業者行動計画制度に対する提出資料
「しが生物多様性取組認証制度」の加点項目の点数	各取り組みが実施されたことを示す資料 (Web ページの写しや登録証の写しなど)
サーキュラーエコノミー	目標決定時に基準年の算定に使用した資料

2-6 検証

ローンの借入期間中は、指標の実績における検証は滋賀県が実施します。

以上